

指定児童発達支援事業

運 営 規 程

つ く し 園

指定児童発達支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会（以下「当会」という。）が設置するつくし園（以下「当事業所」という。）において実施する指定児童発達支援（以下「本事業」という。）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下「利用者」という）及びその利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- 2 事業実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉支援事業者その他の保健医療支援及び福祉支援を提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 前2項のほか、「児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定児童発達支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：つくし園
- (2) 所在地：京都府南丹市園部町船岡横茶園2番地

(利用定員)

第4条 当事業所の利用定員は、1日10人とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
管理者は次の業務を行うものとする。
 - ア 当事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。
 - イ 指定児童発達支援事業の利用申し込みに関わる調整、実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名
児童発達支援管理責任者次の業務を行うものとする。
 - ア 児童発達支援管理責任者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、児童発達支援計画の作成を行う。
 - イ 利用者又はその家族に対する相談及び援助、並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
 - ウ 児童発達支援計画を作成後、児童発達支援計画の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画書を利用者に交付すること。
 - エ 継続的な支援の管理及び評価を行う。
- (3) 従業者

ア 保育士	1名以上
イ 児童指導員	1名以上
ウ 指導員	1名以上
エ 運転手	1名以上
オ 介助員	1名以上

保育士および児童指導員は1名以上常勤とし、指導員を含む総数は児童の支援をするための法律で定められた員数を配置する。

従業者は次の業務を行うものとする。

- ① 従業者は、それぞれの利用者について、管理者および児童発達支援管理責任者とともに、児童発達支援計画に基づいた支援の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- ② 管理者の指揮管理の下で、児童発達支援計画に基づいた適切な支援の提供に当たる。
- (4) 事務職員 若干名（非常勤職員） 利用者の状況に応じて配置
事務職員は、管理者の指揮管理の下で事務を行う。
- 2 従業員の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 月1回

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 休業日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、及び12月28日から1月4日までとする。
- 3 前項以外に、以下の期間は休業日とする。
 - (1) 夏季休園期間：8月13日、14日、15日まで
- 4 前3項の規定にかかわらず、必要かつやむを得ない理由があるときは、管理者は、当会会長の承認を得て営業日もしくは営業時間を変更することができる。

(本事業の内容)

第7条 当事業所で行う本事業の内容は、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活適応訓練とする。

- 2 支援の提供は、管理者及び児童発達支援管理責任者が、児童発達支援計画に基づいた内容を利用者及びその同居の家族に説明をして行うものとする。
- 3 支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援の提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 支援提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、必要に応じ当該利用者の心身の特性に対応した児童発達支援の提供に努めると共に、利用者又は、その家族に対する相談に応じるものとする。
- 5 支援を提供した際は、提供日、時間数、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。
- 6 支援を提供した際は、児童発達支援計画に基づいた支援の実施状況及び目標達成状況の記録を行うものとする。
- 7 利用定員（同時に支援の提供を受けることができる利用者数の上限をいう。）を超えて支援の提供を行わないものとする。
- 8 事業所の所有する車輛により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。（但し、保護者送迎困難な場合とする。）

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第8条 本事業の支援を提供した際には、通所給付決定保護者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において児童発達支援に係る通所給付決定保護者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない本事業の支援を提供した際には、通所給付決定保護者から、介護給付費等（厚生労

働大臣が定める基準に算定された介護給付費及び特例介護給付費)の支払いをうけるものとする。

- 3 前2項の支払を受けるもののほか、本事業の支援の提供において日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。
- 4 第3項に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し当該支援の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南丹市の区域とする。

(支援利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は本事業の支援の提供を受ける際に、体調について十分留意し、変化等がある場合は事前に事業者に連絡するものとする。又、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を児童発達支援従業者に連絡し、心身の状況に応じた支援の提供を受けるように留意する。
- 2 訓練等で機械器具等を利用する際は、必ず従業者の指示に従い使用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 本事業の支援の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。
- 2 利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うものとし、主治医への連絡等が困難な場合には、救急指定病院、その他の医療機関への緊急搬送措置等を講じるものとする
 - 3 利用者に対する本事業の支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する児童発達支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 当事業所は、非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害、地震等の災害)に対処するための計画を作成し、防災管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(安全計画の策定)

- 第14条 当事業所は、障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた本事業での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当事業所は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ

く取組の内容等について周知をする。

4 当事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第15条 当事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、障害児の所在を確認する。

2 当事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車(座席が3列以上のもの)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行う。

(衛生管理等)

第16条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(主たる対象とする障害の種類)

第17条 本事業の支援を提供する主たる対象者は、療育が必要な児童とする。

(虐待の防止のための措置)

第18条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための指針の整備

(2) 虐待の防止の対策を検討する委員会の定期的な開催、およびその結果の従業者への周知徹底

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修の実施

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 成年後見制度の利用支援

(6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等障害児を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業者は、指定児童発達支援事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(秘密の保持)

第20条 従業者に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを服務規程により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行うものとする。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第21条 本事業の支援の提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内及び利用者への説明により周知するものとする。

2 当事業所は、提供した本事業の支援に関し、児童福祉法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(手続規定の遵守)

第22条 本事業の支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉支援受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

2 市町村から本事業の支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用に係る障害児通所給付費の額を通知するものとする。

3 利用者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 利用者に対する本事業の支援の提供に関する諸記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第23条 事業所は、適切な児童発達支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程で定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当事業所が別に定める。

附 則 この規程は、平成18年 1月 4日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 1 平成24年 3月31日をもって児童デイサービス事業運営規程を廃止する。

2 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。